

三菱ふそうに対する立入検査結果概要

平成17年8月の立入検査時点においては、①改善報告書において販売会社（以下「販社」という。）で保管されていた指示改修書は全点回収したとされていたにも拘わらず、一つの販社から指示改修書の回収漏れが見つかるなど指示改修全廃に向けた取り組みが不徹底であったこと、②Vロッドのリコール改修作業ミス防止のために行っているチェックシートへの点検作業時の記載について不適切な締め付けトルク値の記入や記載事項が未記入のものが綴られていた等リコール作業のチェック体制の不備・形骸化が散見されたこと、③リコールの改善措置の実施状況が低いものが見られたこと、などの問題があった。これらについては、本年1月時点では改善が図られ改善対策の実効性が上がってきていると認められる。

しかしながら、以下の事項については、立入検査時点においてさらなる改善が必要と認められたため、これらの点について早期に業務改善を図るよう、自動車交通局長から三菱ふそう社長宛に文書により指示した。

1. 社内関連部署との連携不足

社内関連部署間のコミュニケーションが不十分であったことから、以下のような問題が発生した。

- (1) 市場情報管理部において、生産現場や販社からリコール届出車両型式に漏れがあるとの情報を入手していたが、適切な社内展開がなされなかったため、対象車両追加等の届出が遅延したのが見られた。
- (2) リコール対象車両の選定作業において、生産車や登録車を管理している電算システムからリコール対象車両の抽出作業を行う際、各部署間の情報管理に係る取扱いがルール化されていなかったため、リコール届出等の対象車両が正確に抽出されず、リコール届出後にリコール対象車や対象範囲の追加・訂正などが多数発生した。
- (3) 建設機械メーカー等（以下「建機メーカー」という。）に供給されている製品について、リコール届出が必要となった場合、速やかに建機メーカーに連絡すべきとしているところ、担当部署間の連携が悪かったため、建機メーカーに対する説明が遅れるなど、適切に対応されていないのが見られた。

2. リコール改修済車両の不具合の再発に対する処理の不徹底

リコール改修済車両の不具合の再発案件については、迅速かつ優先的に処理をすることとされているが、これに基づき、販社から三菱ふそうに報告されていたものの一部について、迅速かつ優先的に処理されていない案件があるなど、対応が不十分なものが見られた。

3. 販社に対する指導の不徹底

販社に対する指導、徹底がまだ不十分なことから、以下のような問題が発生した。

(1) 商品情報連絡書の発行について、不具合情報入手後2週間以内に発行することとされているが、2週間以内に発行されていないものがあった。

(2) 不具合現品の回収について、メーカーからの指示前に販社において廃棄処分されるなど、不具合現品の3～4割が未回収となっていた。

4. 倫理委員会への具体的な情報提供の不足

平成17年1月24日に再発防止対策として報告されたふそう倫理委員会に関し、平成17年6月に、その監視機能を強化させることとしたが、その後、上記1.(1)の案件、Vロッドの再リコールの改修時における作業ミスにより不具合が発生した案件、及び昨年8月の立入検査において指摘した案件など、安全に関する案件の詳細情報が、適時・適切にふそう倫理委員会に報告されていなかったものがあった。